恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の 利子の損金不算入額の計算及び外国銀行等の資本に 係る負債の利子の損金算入額の計算に関する明細書

法人名

小木 で	以只使の利丁の役並弁八般の計弁に	- 大	りの奶畑百 '	/X								
I 恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額の計算に関する明細書												
負	恒久的施設を通じて行う事業 に 係 る 負 債 の 利 子 の 額	1	P			ス的施設に帰せ 債の帳簿価額			1 1 ()			円
負債の	(1)のうち恒久的施設から本店 等に対する内部支払利子の額	2		損	((6) — (9)) と (10) の (マイナスのタ			11			
利子	(1)のうち本店配賦経費に含まれる負債の利子の額	3		金		(5) ×	<u>(11)</u> (10)		12			
の額	(1)のうち外国銀行等の資本 に係る負債の利子の損金算入 制度の適用を受ける場合 (23)又は(30))	4		不	関連者等	別表十七(二	ニの二) 「	- 19	13			
	計 (1) — (4)	5		koh-	に係る	(12) ≥ (13)		場合				
(另	久的施設帰属資本相当額]表十七の三(二)付表「5」、「10」、 5」、「20」、「29」、「38」、「42」、「46」又は 5)	6		算	純支払利子等	(1		<i>77</i> 7 L	14			
恒久的	恒久的施設に係る資産の帳簿価額の平均残高	7		入	の課税の特	(12) < (13)	0)	場合	15		0	
施設に係る自己資本の額	恒久的施設に係る負債の帳簿価額の平均残高	8		額	(/)	措法第66条の5の の有無	か2第11	項の適用	16	有	٠	無
	恒久的施設に係る自己資本の額 (7)-(8) (マイナスの場合は0)	9			損	金 不 ((14)又は		入 額	17			円
Ⅱ 外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入額の計算に関する明細書												

恒久的施設帰属資本相当額を規制資本配賦法又はリ	規制上の自己資本の額(別表十七の三(二)付表「39」)	18	自	(人的施設帰属資本相当額を連結規制資本配賦法を用	規制上の連結自己資本の額(別表十七の三(二)付表「43」)	25	円
	(18)に係る負債につき外国銀行等が支払う負債の利子の額	19			(25) に係る負債につき外国銀行 等が支払う負債の利子の額	26	
規制資本配賦法	恒久的施設帰属資本相当額 (6)	20	1		恒久的施設帰属資本相当額 (6)	27	
公又はリスク資産	損 金 算 入 限 度 額 (19) × (20) (18)	21	大片大片		損 金 算 入 限 度 額 (26) × (27) (25)	28	
スク資産規制資本比率比準法を用	(19) のうち恒久的施設を通じて行 う事業に係る損金の額とした額	22			(26)のうち恒久的施設を通じて行 う事業に係る損金の額とした額	29	
レン	損 金 算 入 額 (21)-(22) (マイナスの場合は0)	23	Ĩ		損 金 算 入 額 (28)-(29) (マイナスの場合は0)	30	
て計算した場合	損 金 不 算 入 額 (22) - (21) (マイナスの場合は 0)	24	7 ‡ 1	した場合	損 金 不 算 入 額 (29)-(28) (マイナスの場合は0)	31	

別表十七の三 (二) の記載の仕方

- 1 恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債 の利子の損金不算入額の計算に関する明細書
 - (1) この明細書は、外国法人が法第142条の4第1項 《恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負 債の利子の損金不算入》の規定の適用を受ける場 合に記載します。
 - (2) 「(1)のうち本店配賦経費に含まれれる負債の利子の額3」は、令第188条第11項第3号《恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入》に掲げる金額を記載します。
 - (3) 「恒久的施設に係る資産の帳簿価額の平均残高 7」は、令第188条第1項第1号に規定する資産の 帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法によ り計算した金額を記載します。この場合において、 その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添 付してください。
 - (4) 「恒久的施設に係る負債の帳簿価額の平均残高 8」は、令第188条第1項第2号に規定する負債の 帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法によ り計算した金額を記載します。この場合において、 その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添 付してください。
 - (5) 「恒久的施設に帰せられる有利子負債の帳簿価額の平均残高10」は、令第188条第12項第2号に規

- 定する負債の帳簿価額の平均的な残高として合理 的な方法により計算した金額を記載します。この 場合において、その金額の計算に関する明細を別 紙に記載して添付してください。
- (6) 「損金不算入額」((14)又は(15))17」は、措置法第66条の5の2 第11項 (関連者等に係る支払利子等の損金不算 入)の規定の適用を受ける場合には、「(14)又は」 を消します。
- 2 外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入額 の計算に関する明細書
 - (1) この明細書は、外国法人が法第142条の5第1項 《外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算 入》の規定の適用を受ける場合に記載します。
 - (2) 「恒久的施設帰属資本相当額を規制資本配賦法 又はリスク資産規制資本比率比準法を用いて計算 した場合」の各欄は、「恒久的施設帰属資本相当 額6」に別表十七の三(二)付表「42」又は「55」 の金額の記載がある場合に記載し、「恒久的施設 帰属資本相当額を連結規制資本配賦法を用いて計 算した場合」の各欄は、「恒久的施設帰属資本相 当額6」に別表十七の三(二)付表「46」の金額 の記載がある場合に記載します。